

社会保険労務士の業務と特定社会保険労務士の業務

社会保険労務士法2条に「社会保険労務士の業務」を簡単に記載すると下記のようになります。

1号業務及び2号業務は、社会保険労務士の独占業務になります。

さらに、この中で、特定社会保険労務士限定の業務は下記 になります。

1号業務

- 1-1 申請書作成
- 1-2 申請書提出代行
- 1-3 主張・陳述（事務代理）
- 1-4 紛争調停委員会におけるあっせんの手続及び調停の手続の代理
- 1-5 都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（募集及び採用除く。）に関するあっせんの手続についての紛争の当事者の代理
- 1-6 個別労働関係（紛争の目的が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続…ADR）

2号業務

帳簿書類の作成

3号業務

相談・指導（コンサルタント業務）

社会保険労務士法2条「社会保険労務士の業務」を確認していきます。

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

①-1 労働社会保険諸法令に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類をいう。）を作成すること。

電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。

①-2 申請書等の提出に関する手続を代ってすること

①-3 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述について、代理すること「事務代理」。

①-4 個別労働関係紛争解決促進法律の紛争調整委員会におけるあっせんの手続並びに障害者雇用促進法、男女雇用均等機会法、育児介護休業法及び短時間労働者雇用管理改善法の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること

①-5 都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

①-6 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続法（ADR）であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するもの）が行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

② 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成

その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。

③ 事業における労務管理、社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること

特に、**特定社会保険労務士の業務**に関しては、キーワードをしっかりと押さえることが必要です。

①-4

- ・紛争調整委員会における**あっせんの手続**
- ・障害者雇用促進法等の**調停の手続**について、紛争の当事者を代理すること

募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。

①-5

都道府県労働委員会が行う**個別労働関係紛争**に関する**あっせんの手続**について、紛争の当事者を代理すること。

裁判外紛争解決手続法（ADR）

①-6

個別労働関係紛争に関する**民間紛争解決手続**であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものを行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

紛争の目的の価額が **120 万円**を超える場合
⇒弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。

行政訴訟や労働審判における、補佐人としての社労士の役割

社労士が補佐人として行政訴訟や労働審判に携わることは、審理を円滑に進める上で有効となり得ます。労働・社会保険制度や労使トラブルに関わる相談は、弁護士ではなく社労士に寄せられる例も少なくありません。

問題について、話し合い等のあらゆる手を尽くしてもなお解決されない場合に訴訟や労働審判に発展しますが、この時、代理人となる弁護士だけでなく、当初より相談を受け、事の次第を把握する社労士を補佐人として参加させることで、より正しく事実認識が行えるようになります。

また、依頼者にとっては、事態がこじれてから依頼した弁護士だけでなく、当初から関与する社労士も対応にあたることで「安心感が得られる」というメリットも期待できます。

補佐人となる社労士に「特定」付記は不要

社労士補佐人はしばしば特定社労士と混同されますが、両者は全く異なる制度です。

特定社労士とは「ADR（裁判外紛争解決手続）代理業務」を行うことができる社労士のことで、制度自体は 2007 年に創設されました。

労使間紛争について、裁判によらず当事者双方の話し合いに基づき、あっせんや調停、仲裁といった方法で解決を図る際の支援を担います。

一方で、社労士補佐人は、裁判や労働審判に発展した後の支援を行います。裁判外の紛争解決を図る特定社労士とは別の制度であることは、言うまでもありません。よって、社労士補佐人業務は、特定社労士でなくとも依頼を受けた社労士であれば誰でも行うことができます。

【番外編】社労士補佐人制度が盛り込まれた 2015 年社労士法改正の内容

社労士補佐人制度は、冒頭で触れたとおり、2015 年 4 月に施行された改正社労士法に盛り込まれました。本改正は第 8 次社労士法改正といわれる大改正であり、社労士補佐人制度の他にも重要な改正がありました。

ここでは、法改正のポイントをひと通り確認しておくことにしましょう。

個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ
(60 万円⇒120 万円)

補佐人制度の創設

社員が 1 人の社会保険労務士法人設立が可能に ※3.のみ 2016 年 1 月 1 日施行